**再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所・集積所等計画書**

年 月 日

世田谷区長　あて

建設者住所

氏名

再利用対象物保管場所、廃棄物保管場所、集積所等については、次のとおりといたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物の名称 |  |
| 建築物の所在地 | 世田谷区 丁目 番（ 号） |
| 設計者 | 住所　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名 　　　　　　　　　　　　　　 電 話　　（　　　）  |
| 用途（該当するものをすべて記入すること） | ・大規模集合住宅（住宅　　　　戸）・ワンルームマンション（住宅　　　　戸）・小規模集合住宅（住宅　　　　戸）・分譲住宅（　　　棟）・その他の事業系施設　（用途　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　（用途　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 規模 | 地上 階 床面積　住宅　　　　㎡地下 階　　　　　　　　　　　事業系　　　㎡　　　　　　　　　　　　　　　　　　合計　　　　㎡ |
| 再利用対象物保管場所廃棄物保管場所 | 有（ ㎡） 無有（ ㎡） 無 |
| 資源・ごみ集積所 | ・専用集積所（敷地 内・外）　　　・近隣と共用（ ）  |
| 管理形態 | ・常駐管理予定　・巡回管理予定　・自主管理　・その他  |
| 完成予定 | 年　　　　月　　　（上・中・下旬）頃 |
| 確認事項１ 収集当日の朝、　時までにごみ容器等を上記集積所まで持ち出します。２ 保管場所、集積所、ごみ容器等は常に清潔に保ちます。３ 集積所等の管理について、区の収集業務に支障のないようにするとともに、近隣住民から苦情等の問題が生じた場合は、責任をもって解決します。４ 事業系廃棄物については、廃棄物処理業者による収集とします。 ５　ごみ容器に不足が生じた場合は、速やかに増やします。６　ごみ容器・ごみ収納ボックス等に修理の必要が生じた場合は、速やかに修理します。７　ごみ収納ボックスを利用する場合は、資源は中に入れず、外に出すようにします。８　収集車両が進入しても埋設物や舗装が破損しない構造とします。９ 既存の集積所の廃止について、責任をもって利用者と調整します。　　　　１０　収集の際、機械操作が必要な場合、この操作を行います。 　　　　　　 受　付　印１１　収集の際、鍵の開閉が必要な場合、鍵の管理、開閉を行います。 　　　　 １２　所有権が移転する際は、上記の各事項について引継ぐものとします。上記の各事項について確認します。 |

注意　「建設者」「設計者」の欄は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること